

# 久留米市行政改革行動計画

---

平成 22 (2010) 年度 ~ 平成 26 (2014) 年度

*量の改革と質の改革による*

*スリムで質の高い市役所づくりを目指して*

久 留 米 市

# 目次

## 第1章 基本的な考え方

1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	4
3	計画の体系（計画の柱とアクションプログラム）	5
4	計画の期間	8
5	計画の主な数値目標	9
6	計画の推進体制	10

## 第2章 具体的な取組

1	主な取組項目	11
(1)	財政構造改善への取組	11
(2)	多様な担い手との連携強化への取組	13
(3)	行政サービスの重点化・高品質化への取組	14
(4)	協働による地域づくりへの取組	16
(5)	地域主権改革に対応できる行政執行体制づくりへの取組	17

	資料編	18
--	-----	----

# 第1章 基本的な考え方

## 1 計画策定の背景

### (1) 間断なき行政改革の必要性

久留米市では、従来から市政運営の重要課題として行政改革に取り組んできました。

平成17年10月からの「久留米市新行政改革行動計画」では、合併後の新しいまちづくりや中核市移行に向けた体制整備などを目的として、行政改革に取り組んできました。この取組の中で、計画の主な数値目標は概ね達成できる状況となっていますが、継続的な取組を要する課題や新たに発現してきた課題などへの対応が必要となっています。

また、行政改革は、まちづくりの基本である「久留米市新総合計画・第2次基本計画<sup>1</sup>」の推進を下支えするための取組でもあり、行財政基盤のさらなる強化や市民サービスの維持・充実に向けて、今後も絶え間ない取組が必要となっています。

### (2) 地方自治体を取り巻く状況

#### 不透明な経済情勢と地方財政への影響

わが国の経済情勢は、景気については穏やかな回復傾向にあるものの、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にあり、先行きについても雇用環境の一層の悪化やデフレ<sup>2</sup>圧力の高まりによる需要低迷などのリスクは存在し、依然として不透明な情勢が続くものと考えられます。

このような経済情勢の地方財政への影響として、税収の大幅な減少などが懸念されています。

<sup>1</sup> 総合計画とは、市の全ての計画の基本となる計画。この中に位置付けている基本計画は、一定の期間の中で、目指す都市の姿等の実現を図る施策の柱・方向、主な実現手段等を体系的に示し、目標設定年次での都市人口や経済フレーム等を示す計画。「第2次基本計画」は、「市民と行政の協働」など新たな都市づくりの構図である「協働性」と未来の視点から施策等の選択と集中を行う「戦略性」を都市づくりの基本視点として設定している。

<sup>2</sup> 物価が持続的に下落することで英語のデフレーションの略。同じ金額でより多くのモノを購入できるので、貨幣価値は高まるが、企業にとってはモノが同じだけ売れたとしても売上高が減少するので収益は悪化する。

## 国と地方の関係の見直し

国政においては、政権交代により、従来の行政手法や仕組みなどが見直されようとしています。地方自治体としても、国の動向を注視しながら、時機を得た政策決定や事業執行を行っていかなくてはなりません。

また、国と地方の関係については、「義務付け・枠付け<sup>3</sup>」の見直しなどをはじめとして、税財源制度のあり方も含めた双方の役割分担の見直しが行われようとしています。

今後、地方自治体への大幅な権限と財源の移譲を前提に、いわゆる「地域のことは地域が決める」考え方は、一層加速するものと考えられ、地方自治体には自主自立（律）の行政運営とその結果責任がより強く求められることとなります。

## 地域における公共に対するニーズの高まり

少子高齢化や核家族化の進展、さらには都市化や生活様式の多様化などに伴い、地域社会における一体感や連帯感が希薄化しています。

一方で、市民が健康で長生きできる環境づくりや、次代を担う子どもたちの育成支援、災害や犯罪・事故などから市民の暮らしを守り、安全で安心して暮らせるまちづくりなど、地域における公共に対するニーズは高まっています。

こうしたニーズに対して、行政だけで対応することは難しくなっており、今後、地域力<sup>4</sup>のさらなる向上や、市民と行政の協働をこれまで以上に高めていかなければなりません。

また、温室効果ガス<sup>5</sup>の大量排出など人類の生存に関わるような地球規模での脅威に対しても、国民の日常生活に最も身近な立場である地方自治体として出来得る限りの対応が求められています。

<sup>3</sup> 国が一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動（計画策定を含む）を義務付ける事務や地方自治体の活動について、組織、手続、判断基準などによる制約を設ける事務

<sup>4</sup> 地域社会の問題について市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のことをいう。

<sup>5</sup> 地球大気中に放出されたとき、温室効果を引き起こす性質のある気体の総称。従来から問題にされてきた二酸化炭素のほかに、メタン、フロン、亜酸化窒素なども温室効果を引き起こし、単位量当たりの効果が大きいため、排出量が少なくても地球環境への影響が無視できないことがわかってきた。

### (3) 久留米市固有の状況

#### 厳しさを増す財政状況

本市の財政は、歳入面では、景気後退の影響で法人市民税をはじめとする市税収入が減少傾向にあり、今後とも急激な回復は見込みづらい状況です。また、現在、合併算定替<sup>6</sup>により年間約25億円の上乗せを受けている地方交付税が5年間の経過措置を経てゼロになることが確定しています。

一方、歳出面では、扶助費や公債費などの義務的経費の増加や、国民健康保険などの特別会計への繰出金の影響も考えられ、厳しい財政運営が続くものと予測されます。

#### 地域活性化戦略

平成23年3月の九州新幹線全線開業を大きな転換期として捉え、この開業効果を最大限に活かすため、久留米の魅力づくりや戦略的な情報発信による都市のブランド化の推進などによって、地域の活性化を図っていく必要があります。

また、都心部の賑わい復活に向けてのまちなか再生や、県南の中核都市としての広域求心力づくりなど、都市機能の充実強化が必要となっています。

#### 行政執行体制の再構築と職員の大量退職

本市は、平成17年2月の広域合併後5年が経過しています。そこで、改めて市の組織体制や地域における行政サービスの点検と見直しを行う必要があります。

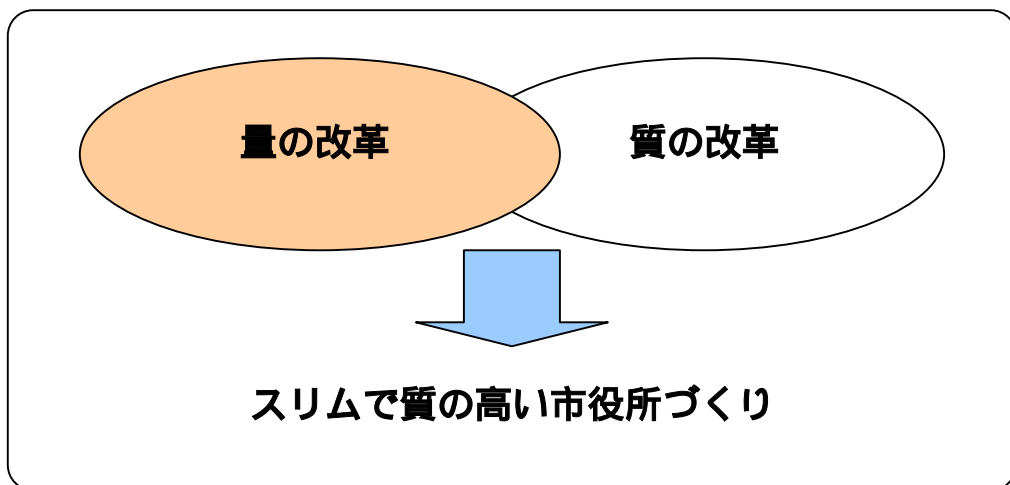
また、本市の職員構成には、いわゆる団塊の世代<sup>7</sup>の退職以降も一定期間、大量退職が続く特徴があり、安定的かつ継続的な行政サービスを提供するためには、それらの職員が有する知識、経験、ノウハウ等の確実な継承と次代を担う人材の早期育成が課題となっています。

<sup>6</sup> 合併後の市町村の状態で算出した地方交付税額が、合併前の市町村それぞれ別々に存在するとみなして算定した交付税額の合算額を下回らないように算定する特例

<sup>7</sup> 第二次世界大戦後の第一次ベビーブームの時代に生まれた世代（1947（昭和22）年から1949（昭和24）年頃）

## 2 計画の目的

この計画では、地方自治体を取り巻く状況や久留米市固有の状況を踏まえ、行政コストの削減など量的な削減を主眼とした「**量の改革**」と、市民と行政の協働の推進や市民本位に考え行動する職員の育成などによる行政サービスの質的な向上を主眼とした「**質の改革**」の両輪を基本視点として設定し、「**スリムで質の高い市役所づくり**」を目指します。



### 視点1

#### 量の改革

行政サービスの選択と集中を徹底したうえで、アウトソーシングのさらなる推進などによって、事務事業の効率化を図り、歳出経費の削減を目指します。また、総合的な歳入確保対策により、市税や税外収入等の一般財源の安定的な確保を目指すなど、健全財政の確立を中心とした「量の改革」を進めます。

### 視点2

#### 質の改革

限られた経営資源で高度化、多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、市民・地域・事業者等の多様な主体との協働の推進や市民本位に考え行動する職員の育成、事務事業の効果的・効率的な実施などによって、行政サービスの質的向上を目指す「質の改革」を進めます。

### 3 計画の体系（計画の柱とアクションプログラム）

2つの基本視点を踏まえ、5つの計画の柱と具体的な改革の方策を示す15のアクションプログラムを設定し、具体的な取組を進めます。

#### (1) 財政構造改善への取組

将来にわたり健全財政を維持するため、平成19年度から平成21年度まで取組んだ久留米市版「事業仕分け<sup>8</sup>」の改善を図るとともに、公共施設の統廃合などにより歳出を抑制します。

また、市税等の収納率向上や税外収入確保対策に取組むと同時に、特別会計や企業会計のより一層の健全化に取り組みます。

##### アクションプログラム

歳出抑制策の推進  
歳入確保策の推進  
特別会計健全化の推進  
企業会計健全化の推進

#### (2) 多様な担い手との連携強化への取組

さらなるアウトソーシングの推進により、民間事業者などの能力やノウハウを活用して効果的で効率的な事務事業を推進します。

また、市の外郭団体<sup>9</sup>の経営改革を引続き推進するとともに、公益法人制度改革<sup>10</sup>への適切な対応に取り組みます。

##### アクションプログラム

さらなるアウトソーシングの推進  
外郭団体等の見直し

<sup>8</sup> 地方自治体などが行っている事業を「そもそも必要かどうか」「直接実施する必要があるかどうか」「事業内容は適切かどうか」などについて、外部の視点も踏まえて議論し、結論を出すもの。一般的には、その最終結論は拘束力を持たない。国の行政刷新会議が平成21年から実施したことで広く国民に知られるようになった。

<sup>9</sup> 久留米市では、団体設立時の市の出資額が団体の基本財産の4分の1以上、団体収入に占める市からの支出金の額が2分の1以上、市職員を派遣している、市の支援・調整を必要とするのいずれかに該当する14団体を外郭団体と位置付けている。

<sup>10</sup> 民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、そのうちの公益目的事業を主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度を創設した。

### (3) 行政サービスの重点化・高品質化への取組

政策評価制度の充実・強化や出先機関における行政サービスのあり方の見直しなど、市民ニーズの高い事務事業へ経営資源を重点配分します。

また、事務事業の推進におけるチェック機能の充実・強化などにより、行政サービスの高品質化を図り、透明性の高い行政運営に取り組みます。

#### アクションプログラム

事務事業の重点化・集約化  
多様な事業手法等への転換  
事務事業のチェック機能の充実・強化  
ICT<sup>11</sup>化推進による行政サービスの向上

### (4) 協働による地域づくりへの取組

市民と行政の協働の仕組みづくりのほか、市民・地域・事業者等と連携、協力しながら効果的で効率的な事務事業を推進します。また、職員の地域活動促進機運の醸成に取り組みます。

#### アクションプログラム

市民との協働の仕組みづくり  
市民との協働による事務事業の推進

### (5) 地域主権改革に対応できる行政執行体制づくりへの取組

時代の潮流や地域主権改革などの環境変化に柔軟に対応するため、簡素で効率的な組織の構築や組織横断的な調整機能の充実・強化に取り組みます。

また、市民本位に考え行動する職員の育成など、効果的で効率的な行政執行体制づくりに取り組みます。

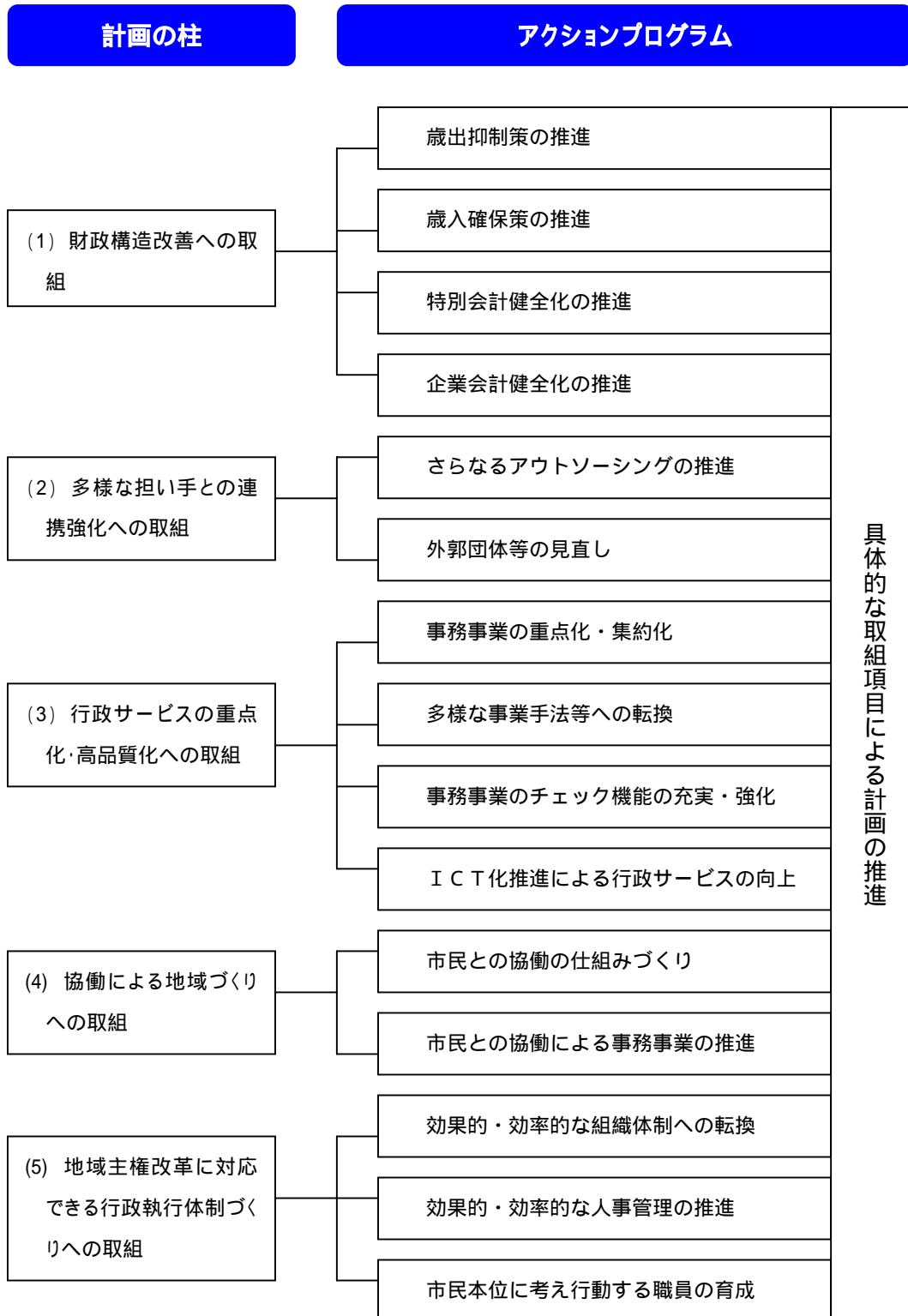
#### アクションプログラム

効果的・効率的な組織体制への転換  
効果的・効率的な人事管理の推進  
市民本位に考え行動する職員の育成

<sup>11</sup> ICTとは、情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT（informationtechnology:情報技術）の方が普及しているが、国際的にはICTの方が通りがよい。



## 計画の体系図

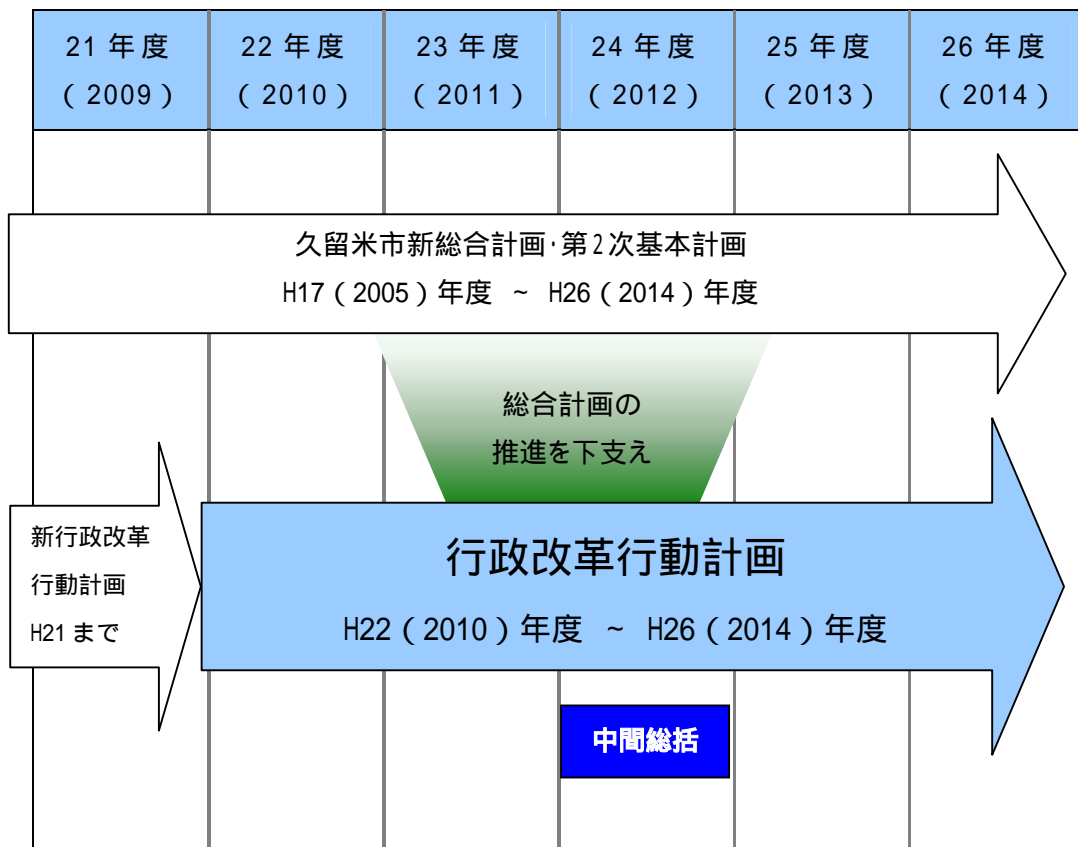


## 4 計画の期間

平成18年3月に策定した「久留米市新総合計画・第2次基本計画」の計画年度が平成26年度までとなっていることを踏まえ、本計画の計画期間を平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

また、激変する社会経済情勢に的確に対応するため、必要に応じて見直しや更新を行い、計画の中間期において中間総括を行います。

**計画期間 平成22(2010)年度から平成26(2014)年度までの5年間**



## 5 計画の主な数値目標

### (1) 総括目標

計画を実効性のあるものとするため、次のような総括目標を設定します。

項目	中間目標 (H23 年度決算)	最終目標 (H26 年度決算)
健全化判断比率 <sup>注1</sup> の維持	財政健全化法に基づく健全化判断比率4指標について、平成20年度決算比率 <sup>注2</sup> を維持します。	財政健全化法に基づく健全化判断比率4指標について、平成20年度決算比率を維持します。
項目	中間目標 (H23 年度決算)	最終目標 (H26 年度決算)
事務事業の見直し等による財政改善	平成21年度決算を基準に、平成23年度決算までに10億円の実質的な財政改善を図ります。	平成21年度決算を基準に、平成26年度決算までに30億円の実質的な財政改善を図ります。
項目	中間目標 (H24.4.1 現在)	最終目標 (H27.4.1 現在)
職員数の純減	平成22年4月1日現在の職員数 <sup>注3</sup> から2年間で40人以上を純減します。	平成22年4月1日現在の職員数から5年間で100人以上を純減します。
項目	中間目標 (H24 調査)	最終目標 (H27 調査)
市民意識調査における市民満足度のポイント <sup>注4</sup>	「効果的、効率的な行財政改革」に関する市民満足度のポイント2.7以上	「効果的、効率的な行財政改革」に関する市民満足度のポイント3.0以上

注1 平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で、健全化判断比率4指標のうち、市町の早期健全化基準は、実質赤字比率11.25、連結実質赤字比率16.25、実質公債費比率25、将来負担比率350とされています。

注2 平成20年度の久留米市決算比率の内訳は、実質赤字比率(赤字額なし)、連結実質赤字比率(赤字額なし)、実質公債費比率5.8、将来負担比率50.7です。

注3 市立高校教員を除き、中核市移行に伴う福岡県からの派遣職員を含みます。

注4 行政施策のうち「市民サービスの向上や効率的な行財政改革」に対する市民の満足度(満足・やや満足・やや不満・不満)を0～6点の間でポイント化した平成21年度調査では2.53ポイントでした。

## (2) 個別取組目標

- ・ アクションプログラムに基づく個別取組項目の推進にあたっては、計画期間内の到達目標を明示し、可能な限り数値目標を設定します。
- ・ 数値目標の設定が困難な場合でも、可能な限り進捗状況や成果を測ることができる指標を設定します。
- ・ 個別取組項目の進行管理が適切に行えるよう、年度毎の目標の達成状況や指標の推移などについて把握します。

## 6 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、職員一人ひとりが主体的に取り組むことが最も重要です。そのためにも、各課(室)・チームにおいて、日常的に改革・改善に取り組む組織風土を醸成します。

計画の全庁的な推進体制は、行政改革推進統括会議と行政改革推進本部会議を中心として各部局に各部改革推進本部を設置し、計画全体の進行管理と検証を行います。

## 第2章 具体的な取組

### 1 主な取組項目

5つの計画の柱と15のアクションプログラムに基づき、以下の具体的な取組項目を中心に計画を進めることとします。

#### (1) 財政構造改善への取組

##### アクションプログラム 歳出抑制策の推進

久留米市版事業仕分けの改善等によって、事業の選択と集中をさらに徹底し、歳出の削減を図ります。

また、公債費負担の縮減や公共施設の統廃合等により、歳出の抑制に向けた取組を推進します。

##### 主な取組項目

- 事業仕分けの実施
- 創意工夫による事務事業の見直し
- 補助金の見直し
- 公共施設の統廃合

##### アクションプログラム 歳入確保策の推進

市税、保育料、住宅使用料の収納率向上や受益者負担の適正化に向けた見直し、さらには広告事業や財産処分等により、税外収入確保の取組を推進します。

##### 主な取組項目

- 市税の収納率向上
- 受益者負担の見直し
- 遊休地の活用処分
- 広告事業<sup>12</sup>の推進

<sup>12</sup> 地方自治体が保有する財産（動産・不動産）を広告媒体として活用し、有料で企業広告を掲載して広告収入を得ることや企業広告を掲載した物品の寄付を受けて経費を節減する事業のこと

アクションプログラム 特別会計健全化の推進

独立採算制の観点から、一般会計繰入金の縮減をはじめとして、特別会計の健全化に向けた取組を推進します。

主な取組項目

- 国民健康保険料の収納率向上
- 市場管理手法の見直し
- 下水道事業の企業会計<sup>13</sup>移行
- 下水道汚泥処理経費の削減

アクションプログラム 企業会計健全化の推進

水道事業会計における民間活力のさらなる導入や経営の効率化を推進します。

主な取組項目

- 料金窓口業務等の包括的民間委託<sup>14</sup>
- 時間外窓口業務及び保安体制の整備
- 水道事業会計資産の有効活用

<sup>13</sup> 下水道事業に適用される企業会計方式は、地方公営企業法に定められており、私企業の企業会計とは異なる。この企業会計移行により、正確なコスト計算が可能となり、経営状況が明確になり、長期的な視野に立った効率的な事業運営を目指すことができる。

<sup>14</sup> 業務委託において、一定の要求水準（性能要件）を満足する条件で、より詳細な事項等に関しては、受託者の裁量に任せる性能発注方式に基づく委託方式のこと

## (2) 多様な担い手との連携強化への取組

## アクションプログラム さらなるアウトソーシングの推進

事務事業における民間委託等を積極的に推進します。また、平成18年度に導入した指定管理者制度の効果的・効率的な活用を推進します。

## 主な取組項目

- 指定管理者制度の有効活用
- PPP手法<sup>15</sup>による新中間処理施設の整備
- 市税賦課業務におけるデータ入力等の民間委託
- 新公立保育所再編計画の推進
- 学校給食調理業務の民間委託の拡大

## アクションプログラム 外郭団体等の見直し

外郭団体や第3セクターについて、市からの人的支援や財政的支援のあり方等について見直しを継続し、経営改革の指導・助言を行います。

また、財団法人と社団法人については、公益法人制度改革への適切な対応を目指します。

## 主な取組項目

- 外郭団体等の経営改革の推進
- 外郭団体における公益法人制度改革への対応

<sup>15</sup> PPP（パブリックプライベートパートナーシップ）とは、官と民がパートナーシップを組んで事業を推進する形態をいう。PFIとの違いは、PFIは国や地方自治体が基本的な事業計画をつくり、資金やノウハウを調達する民間事業者を入札等で募る方法を指すが、PPPは、事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法をいう。

### (3) 行政サービスの重点化・高品質化への取組

#### アクションプログラム 事務事業の重点化・集約化

各種の事務事業を戦略的な視点で評価・点検しながら、重点化や集約化を図り、限られた行政資源を効果的・効率的に投入します。

##### 主な取組項目

- 成果を明らかにする政策評価制度の充実と活用
- 出先機関における行政サービスのあり方の見直し
- 証明窓口の一元化

#### アクションプログラム 多様な事業手法等への転換

各種の事務事業の推進において、効果的・効率的な事業手法を新たに検討し、導入することで、行政サービスの質的向上を図ります。

##### 主な取組項目

- 効果的・効率的な民間手法等の活用検討
- 多様な入札契約方式の導入拡大
- 公共建築物の適正な維持保全
- 地域保健センター<sup>16</sup>の運営形態の確立

<sup>16</sup> 地域保健法において、市町村が設置する「健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関して必要な事業を行う施設」と位置付けられている。住民に身近な保健サービス（訪問指導や健康相談等の対人サービス）は、市町村保健センターにおいて実施し、保健所は広域的・専門的なサービスを実施する。



アクションプログラム 事務事業のチェック機能の充実・強化

迅速で分かりやすい行政情報の公開や各種の事務事業のモニタリング体制を充実強化することにより、行政の透明性の向上と市民への説明責任を果たします。

主な取組項目

- 指定管理者制度におけるモニタリングの推進
- 業務委託等におけるモニタリングシステムの導入検討
- 財政情報の積極的公開
- 入札契約検査の透明性の向上

アクションプログラム ICT化推進による行政サービスの向上

ICT化のさらなる推進により、行政サービスの高品質化を図り、市民満足度の向上を図ります。

主な取組項目

- ホームページの充実
- インターネットによる市民意向把握の推進
- インターネットによる行政手続の拡大
- 情報処理システムの見直し

## (4) 協働による地域づくりへの取組

## アクションプログラム 市民との協働の仕組みづくり

市民と行政が、まちづくりにおける役割を相互に果たす新しい仕組みを構築します。

また、校区単位のコミュニティ活動を推進するため、市の組織や地域向け補助金等のあり方を見直し、活動の活性化を図るとともに、職員による地域活動等の促進機運を醸成します。

## 主な取組項目

- さらなる協働推進のための仕組みづくり
- 市民協働による提案公募型事業の推進
- 職員の地域活動等の促進機運の醸成
- 校区コミュニティ組織の運営支援
- 旧四町地域の校区コミュニティ組織の設立

## アクションプログラム 市民との協働による事務事業の推進

市民や市民団体等の参画により、各種の事務事業を推進し、協働の地域づくりを実現します。

## 主な取組項目

- 保健・健康づくりの推進
- 温暖化防止のための地域づくりの推進
- 公園愛護制度の効果的運用による公園管理体制の整備

(5) 地域主権改革に対応できる行政執行体制づくりへの取組

アクションプログラム 効果的・効率的な組織体制への転換

高度化、多様化する市民ニーズや行政課題に対し、迅速かつ的確に対応するための組織づくりを推進します。

主な取組項目

- 簡素で効率的な組織の構築
- 組織横断的な調整機能の充実・強化

アクションプログラム 効果的・効率的な人事管理の推進

少数精鋭による効果的、効率的な人員配置と給与制度等の見直しを継続的に推進します。

主な取組項目

- 適正な定員管理の推進
- 給与制度等の見直し
- 時間外勤務時間の削減及び平準化の推進

アクションプログラム 市民本位に考え行動する職員の育成

市民本位に考える職員、行動する職員を育成するため、効果的な人事管理や研修を通じた意識改革を進めます。

また、いわゆる団塊の世代や管理職員の大量退職を受け、当該職員が有する知識、技術、ノウハウ等を次代に引継ぐため、効果的な人材育成を進めます。

主な取組項目

- 意欲を引き出す人事制度の推進
- 多様な人材の確保
- 職場での人材育成の推進
- 地域主権改革に対応した法務能力の向上
- 職員の技術力の向上
- コミュニケーション活性化運動の推進

# 資料編

- 資料 1 久留米市における高齢人口の推移
- 資料 2 久留米市職員の退職動向
- 資料 3 合併算定替の終了に伴う普通交付税等の減少イメージ
- 資料 4 財政健全化法に基づく健全化判断比率
- 資料 5 第 3 3 回（平成 2 1 年度）久留米市民意識調査の結果（抜粋）
- 資料 6 久留米市の外郭団体等

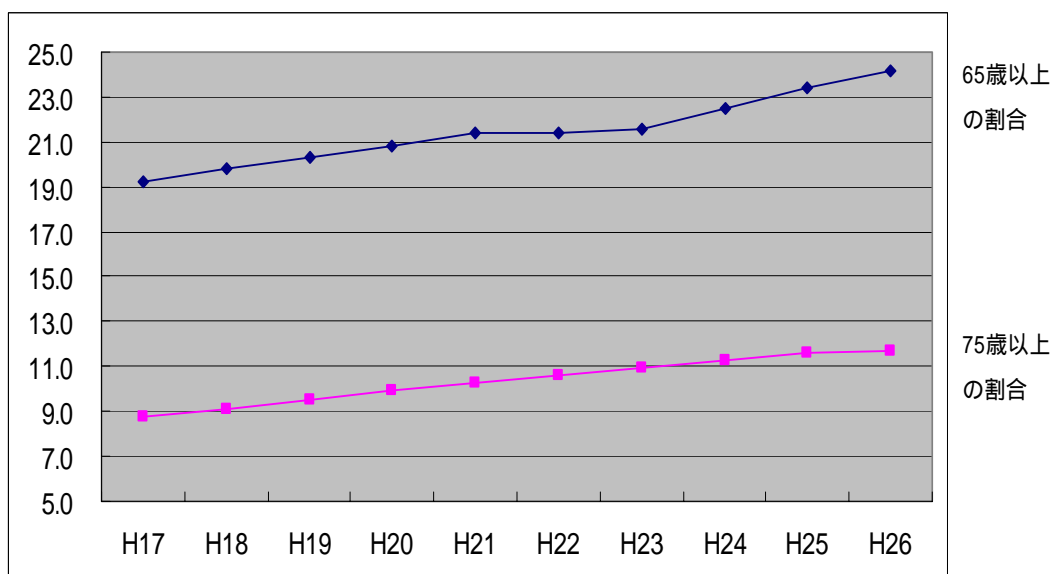
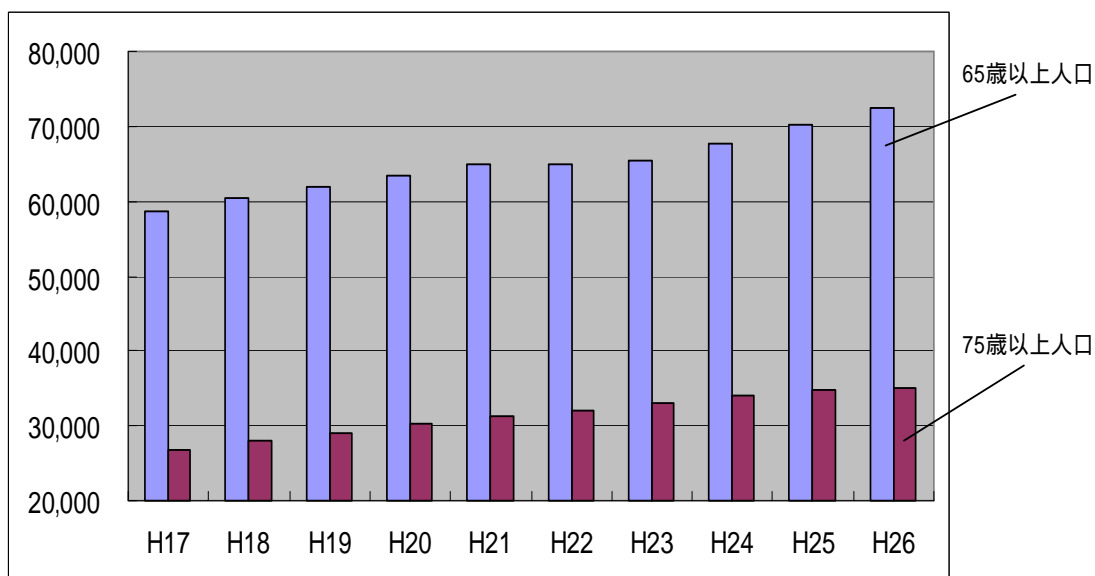
## 資料1 久留米市における高齢人口の推移

		65歳以上人口	人口比	75歳以上人口	人口比
実績	H17	58,667	19.2	26,857	8.8
	H18	60,473	19.8	27,952	9.1
	H19	62,009	20.3	29,117	9.5
	H20	63,345	20.8	30,203	9.9
	H21	64,941	21.4	31,305	10.3
推計	H22	65,042	21.4	32,090	10.6
	H23	65,377	21.6	33,021	10.9
	H24	67,668	22.5	34,025	11.3
	H25	70,215	23.4	34,809	11.6
	H26	72,413	24.2	35,027	11.7

行動計画期間

(注1) 平成17年から平成21年までは、住民基本台帳に基づく10月1日現在の実績である。

(注2) 平成22年から平成26年までは、「久留米市第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」による。



## 資料2 久留米市職員の退職動向

H22.4.1 現在

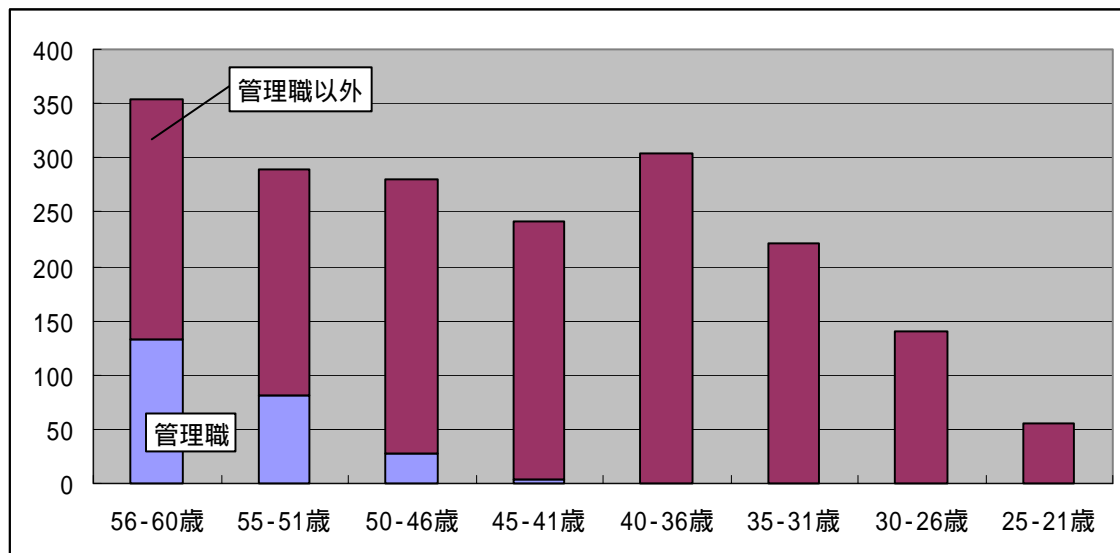
定年	年齢	人数	うち管理職
H22	60歳	75	42
H23	59歳	54	22
H24	58歳	79	23
H25	57歳	76	26
H26	56歳	70	20
中計		354	133
	55-51歳	290	82
	50-46歳	281	28
	45-41歳	242	3
	40-36歳	304	
	35-31歳	222	
	30-26歳	141	
	25-21歳	55	
総計		1,889	246

行動計画期間

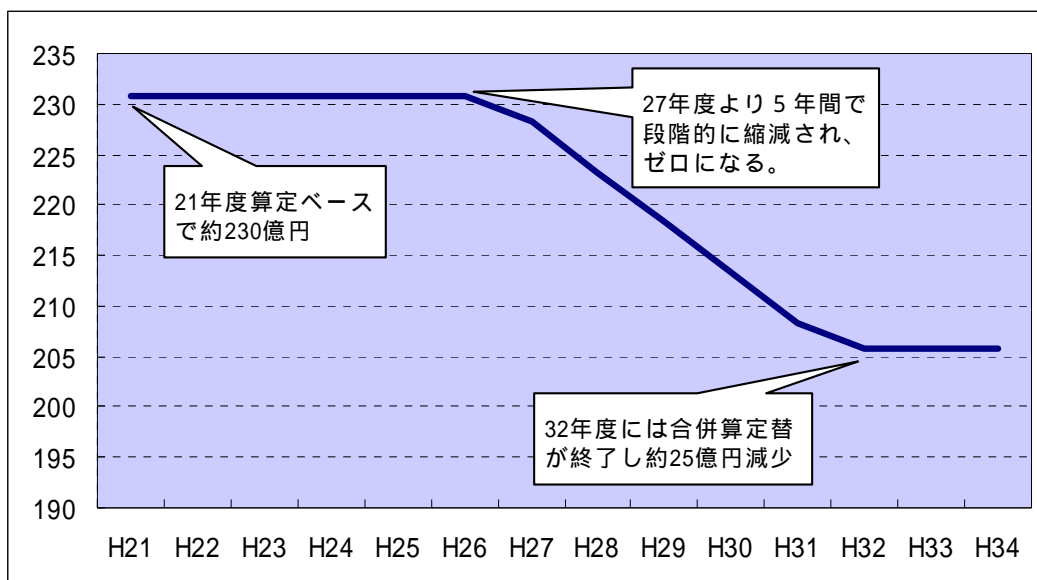
(注1) 「定年」は、定年退職の予定年度である。

(注2) 「年齢」は、平成22年度末現在の年齢である。

(注3) 消防職員及び市立高校教員を除き、県からの派遣職員を含む。



### 資料3 合併算定替の終了に伴う普通交付税等の減少イメージ



平成21年度算定額

単位 百万円

	合併算定替	一本算定	差引
普通交付税交付基準額	19,277	17,332	1,945
臨時財政対策債発行可能額	3,805	3,253	552
計	23,082	20,585	2,497

(注) 一本算定とは、合併後の市町村の状態で作算した本来の地方交付税額をいう。

## 資料4 財政健全化法に基づく健全化判断比率

久留米市の平成19年度決算及び平成20年度決算データ

単位 %

健全化判断比率	H19	H20	対前年度差	早期健全化基準
実質赤字比率				11.25
連結実質赤字比率				16.25
実質公債費比率	6.2	5.8	0.4	25
将来負担比率	61.4	50.7	10.7	350

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、空欄としている。

平成20年度における中核市平均との比較

単位 %

健全化判断比率	中核市平均 (注1)	久留米市	中核市平均 との比較	中核市順位 (良い順)
実質赤字比率	(注2)			
連結実質赤字比率	(注3)		(注4)	
実質公債費比率	10.4	5.8	4.6	7位/39市
将来負担比率	96.8	50.7	46.1	8位/39市

(注1) 中核市平均は、それぞれの比率を単純平均したものである。

(注2) すべての中核市において赤字ではない。

(注3) 中核市のうち、1市が赤字である。

(注4) 中核市のうち、1市が赤字であるため比較しない。



## 健全化判断比率とは

### 実質赤字比率

一般会計など税金を主な収入源とする会計の収支が、赤字か黒字かをみるための指標です。赤字の場合は、その自治体にとっての標準的な収入額と比べて、赤字の大きさをみることになります。

市区町村基準 早期健全化基準<sup>1</sup> 11.25% ~ 15% (久留米市の基準は11.25%)  
財政再生基準<sup>2</sup> 20%

### 連結実質赤字比率

市のすべての会計の収支が、赤字か黒字かをみるための指標です。赤字の場合は、その自治体にとっての標準的な収入額と比べて、赤字の大きさをみることになります。

市区町村基準 早期健全化基準 16.25% ~ 20% (久留米市の基準は16.25%)  
財政再生基準 40%<sup>3</sup>

### 実質公債費比率

その年度の歳出の中で、過去の借金の返済に充てられた額がどの程度の大きさなのかをみる指標です。借金の返済に充てられた額に加え、債務負担行為に基づく支払いなど借金に準じるものはすべて含まれます。

市区町村基準 早期健全化基準 25%  
財政再生基準 35%

### 将来負担比率

市がどの程度将来に支払いをすべき借金や、それに準じるものを背負っているかをみる指標です。その自治体にとっての標準的な収入額と比べて、それらを見ることになります。

市区町村基準 早期健全化基準 350%

- 1 早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」と位置付けられ、外部監査のほか財政健全化計画の策定が義務付けられます。
- 2 財政再生基準を超えると「再生団体」と位置付けられ、一部起債(借金)が制限され、国の監督下で再建を目指すことになります。
- 3 3年間(平成21年度~平成23年度)の経過的な基準(市区町村は40% 40% 35%)を設けており、経過措置期間終了後の財政再生基準は30%です。

## 資料5 第33回(平成21年度)久留米市民意識調査の結果(抜粋)

### (1) 調査の目的

市民意識調査は、市民の皆さんの意識や意向を統計的、科学的に把握し、的確に市政運営に反映させるための重要な調査で、昭和52年から実施している。

平成21年度の調査は、「行政施策」「教育」「市民活動」「環境」などについて調査を実施した。

### (2) 調査の概要

調査地域	久留米市全域
調査対象者	久留米市に在住する満20歳以上の人
サンプル数	2,000
抽出方法	基本台帳からの二段無作為抽出法
実査方法	調査票を郵送し、回収は調査員が行う郵送法併用の留置法(調査票は、封筒に封入したものを回収する。)
実査期間	平成21年7月22日～30日
回収数(率)	1,796票(89.8%)

### (3) 行政施策の満足度の調査結果

順位	行政施策の調査項目(33項目)	満足度得点	平均との差
1	四季のイベントの振興	3.89	0.99
2	消防・救急救命対策	3.77	0.87
3	地域医療体制の充実	3.50	0.60
4	ごみ処理対策	3.39	0.49
5	防災対策	3.33	0.43
6	健康づくり対策	3.31	0.41
6	芸術文化活動の充実	3.31	0.41
8	生活排水処理の整備	3.29	0.39
9	環境美化対策	3.22	0.32
10	市民自らが進めるまちづくり活動の振興	3.21	0.31
11	基本的人権確立施策の充実	3.17	0.27
12	スポーツ・レクリエーション推進体制の充実	3.14	0.24
13	水辺空間の整備	3.13	0.23
14	男女共同参画社会づくり施策の充実	3.05	0.15
15	公園や広場の整備・充実	3.01	0.11
16	大学や研究機関の整備	2.92	0.02
17	公共交通網の整備	2.89	0.01
18	高度情報都市づくり	2.88	0.02
18	障害者福祉の充実	2.88	0.02
20	広域幹線道路の整備	2.81	0.09
21	観光・コンベンションの振興	2.77	0.13
22	防犯対策	2.75	0.15
23	生活道路や側溝の整備	2.66	0.24
24	子育て支援体制の充実	2.64	0.26
25	市民と行政の協働によるまちづくりの推進	2.55	0.35
26	市民サービスの向上や効率的な行財政改革	2.53	0.37
26	高齢者福祉の充実	2.53	0.37
28	青少年健全育成	2.51	0.39
29	バリアフリー化対策	2.47	0.43
30	企業の育成・誘致	2.33	0.57
31	農業振興対策	2.18	0.72
32	商工業振興対策	1.97	0.93
33	労働・雇用対策	1.72	1.18
	平均	2.90	

## 資料6 久留米市の外郭団体等

団体設立時の市の出資額が基本財産の4分の1以上の団体、又は団体の収入に占める市からの支出金の額が2分の1以上の団体、あるいは市の職員を派遣している団体及び市の支援、調整を必要とする以下の14団体を指します。

### H22.4.1 現在

	外郭団体等名
1	久留米市土地開発公社
2	(財)久留米市開発公社
3	(財)久留米市総合管理公社(生きがい健康づくり財団)
4	(財)久留米観光コンベンション国際交流協会
5	(財)久留米文化振興会
6	(福)久留米市社会福祉協議会
7	(財)久留米市みどりの里づくり推進機構
8	(財)久留米地域地場産業振興センター
9	(職)久留米地区職業訓練協会
10	(社)久留米広域勤労者福祉サービスセンター
11	(社)久留米市シルバー人材センター
12	(財)久留米市都市公園管理センター
13	(財)久留米市体育協会
14	久留米市学校給食会

### 特例民法法人

平成20年12月1日施行の公益法人制度改革3法(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)の対象団体をいいます。

**久留米市行政改革行動計画**  
**平成 22(2010)年度 ~ 平成 26(2014)年度**

---

久留米市総合政策部行財政改革推進課  
〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3  
TEL(0942)30-9124 / FAX(0942)30-9703  
E-Mail [gyoukaku@city.kurume.fukuoka.jp](mailto:gyoukaku@city.kurume.fukuoka.jp)